

▽▲組合本部活動だより▲▽ 《水産部》

■ 漁業最低賃金の適用範囲拡大

2022年9月30日に開催された交通政策審議会海事分科会第152回船員部会において「漁業(かつお・まぐろ)最低賃金」が承認された。

■ 漁業(かつお・まぐろ)最低賃金 : 金額(一人歩船員/月額) = 19万9300円

これまで遠洋まぐろはえ縄漁業にのみ適用されていた「漁業最低賃金(遠洋まぐろ)」をかつお一本釣り漁業、近海かつお一本釣り漁業、近海まぐろ延縄漁業にも適用を拡大するものである。

組合はこれまで長きにわたって漁業最低賃金額の適用拡大と賃金額の設定に取り組んできたが、今回の漁業最低賃金適用漁業種拡大は、漁業最低賃金制度が創設された1981(昭和56)年以来、初。しかし、最低賃金額が未だ設定されない漁業種が多く存在するため、組合は、漁船員の労働条件改善などに資する漁業最低賃金を全漁業種で設定すべく、活動を継続・強化していく。

■ 漁獲割当(IQ)管理の拡大

2022年9月27日に開催された水産政策審議会第119回において、いくつかの漁業種・魚種が漁獲割当管理(=個船別に漁獲上限を定める資源管理)に移行することが承認された。

新たにIQ管理の対象となるのは、カジキなど流し網漁業などで漁獲するクロマグロ(大型魚)及びクロマグロ(小型魚)・北太平洋サンマ漁業で漁獲するサンマ、いか釣り漁業(大臣許可)で漁獲するスメメイカである。

なお、国は、令和5年度までに漁獲量ベースで8割を漁獲可能量(TAC)管理(=漁獲できる総量を定める資源管理)とし、TAC魚種を主に漁獲対象とする大臣許可漁業では、原則IQ管理を導入するという方針を示しており、今後TAC及びIQ管理の対象となる魚種・漁業種が増加すると予想される。